

〔積立預金（愛）一般型〕

項 目	内 容
1.商品名	積立預金〈愛〉一般型（愛称：「スーパー積立〈愛〉」）
2.販売対象	個人のお客さまに限定させていただきます。
3.期間	1年以上
4.預入（受入）方法 (1)お預け入れ方法	<p>①原則として次の方法により、指定預金口座から自動積立します。</p> <p>A.毎月または隔月（2、3、4、6ヵ月ごと）の一定日に一定金額を積み立てます。</p> <p>B.前記Aに加え、積立月のうち年1回～4回までの任意月に一定金額を加算できます。</p> <p>C.前記Aの積立額と前記Bの加算額は、それぞれ毎年一定月に一定金額ずつ増額できます。</p> <p>②前記①の自動積立の他、随時、店頭またはATMによりお預け入れいただけます。</p> <p>③1回のお預け入れ金額に応じて以下の定期預金明細を作成します。</p> <p>A.50万円未満：期日指定定期預金</p> <p>B.50万円以上300万円未満：スーパー定期と期日指定定期預金のうち利回りの高い方</p> <p>C.300万円以上：スーパー定期300</p> <p>※口座開設時にスーパー定期の期間（3ヵ月・6ヵ月・1年・3年）と継続方法（元金継続・元利継続のいずれか）をご指定いただきます。上記の「スーパー定期」とは、この指定した期間に対応するスーパー定期をいいます。</p>
(2)お預け入れ金額	1回につき5,000円以上、1,000万円未満
(3)お預け入れ単位	積立による場合は1,000円単位。ただしお利息を元加する場合は1円単位とします。
5.払戻（支払）方法	<p>①全明細一括、明細または概算金額を指定して、元金と利息を合わせてお支払いします。</p> <p>②満期日のお取り扱いとは各定期預金規定に準じます。</p>
6.利息 (1)適用利率	<p>前記4.(1)でお預け入れの各定期預金明細の約定利率をその明細の満期日まで適用します（各明細は固定金利ですが、この積立預金口座自体は確定利回りではありません）。</p> <p>各定期預金明細の満期日に一括して元金に加え自動継続するか、またはお客さまからご指定いただいた預金口座に入金します。</p> <p>各定期預金種類の利息計算方法に準じます。</p> <p>利息の20.315%（国税15.315%、地方税5%）が分離課税されます。</p> <p>金利については窓口でお問い合わせください。</p>
(2)利払頻度	
(3)計算方法	
(4)課税方法	
(5)金利情報の入手方法	
7.手数料	不要です。
8.付加できる特約事項	少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取り扱いができます。
9.重要事項について	<p>①この預金は預金保険の対象となります。（1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p> <p>②この預金は原則として満期日前に解約することはできません。ただし、やむをえず満期日前に解約する場合には各定期預金種類の満期日前解約の取り扱いに準じます。</p>
10.その他参考となる事項	<p>①以下の場合、スーパー定期と期日指定定期預金のうち、いずれか高利回りのものへ自動的に振り替えます。ただし、振替後の元金が300万円以上の場合はスーパー定期300へ振り替え、1,000万円以上の場合は振替を行いません。</p> <p>A.口座開設日の毎月の応当日に、お預け入れ（継続）後1年を経過し、かつスーパー定期の利回り以下である期日指定定期預金の元利金合計が50万円以上となる場合、該当する期日指定定期預金を合算して、スーパー定期または期日指定定期預金を作成します。</p> <p>B.スーパー定期の満期日に、お預け入れ（継続）後1年を経過し、かつ継続後のスーパー定期の利回り以下である期日指定定期預金明細がある場合、スーパー定期と期日指定定期預金を合算して、スーパー定期または期日指定定期預金を作成します。</p> <p>②この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。</p>
11.当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>①連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>